

～自宅での生活を応援します～

高齢者のためのサービスガイド



福祉課 高齢者支援係

令和7年4月

水巻町

こんな要望があればいいの？

毎日の食事づくりが難しい 配食サービス		①
日常生活でちょっとした手助けが欲しい 軽度生活援助サービス	調査あり	②
火の消し忘れが多くて心配 日常生活用具給付サービス	調査あり	③
布団を干したり洗ったりするのが難しい 寝具洗濯サービス		④
健康相談したいときや、急病などの緊急のときのために 緊急通報システム	調査あり	⑤
いちょうの湯の入浴料助成・いちょうの湯の施設体験 入浴利用料の助成・健康推進施設体験		⑥ ⑦
日頃の見守りや災害時の避難等に支援を受けたい あんしん情報名簿の登録		⑧
徘徊行動が心配 徘徊高齢者等探索サービス		⑨
徘徊行動が心配 はいかい高齢者等 SOS ネットワークシステム		⑩
紙おむつの費用がかさんで心配 介護用品給付サービス	調査あり	⑪
身体の状態に合わせて、家を改修したい 住宅改造助成事業	調査あり	⑫
運転免許証の返納等をされた方に、タクシー利用券を交付します 運転免許証返納支援制度		⑬
高齢者の心と体の健康づくりのための施設 サクラほーる		⑭
地域の仲間とより楽しく年を重ねたい 老人クラブ活動		⑮
節目の年を迎えた方への祝金 敬老祝金		⑯
経済的にも身体的にも、一人暮らしは心配 養護老人ホーム	調査あり	⑰
介護保険サービスの利用料を支払うのが難しい 介護保険利用者負担額助成サービス		⑱
常時特別な介護を必要とする状態にある場合受けられることがあります 特別障害者手当		⑲
お金の管理や医療や介護サービスを受ける手続きが難しい 成年後見制度利用支援事業		⑳
高齢者に関する保健や福祉等についての相談がしたい 地域包括支援センター		㉑
週1回のヘルパーやデイサービスを利用したい 介護予防・日常生活支援総合事業	調査あり	㉒
介護についての相談がしたい 介護相談サービス		㉓

①配食サービス

毎日の食事づくりが難しい

利用者の身体状況などを確認したうえで、栄養のバランスのとれたお弁当を夕食としてお届けするサービスです。同時に安否確認も行います。

一般食

(食事制限のない人のお弁当)

利用できる人

○おおむね 65 歳以上の
ひとり暮らしの人、
または 65 歳以上のみの世帯

利用者負担

○1 食あたり 400 円

利用できる曜日

○月・火・水・木・金
(祝日、8 月 15 日、年末年始等除く。)



～1 食あたりの塩分・カロリー～

○平均 600 キロカロリー
塩分 3g 程度

制限食

(食事制限のある人のお弁当)

利用できる人

○おおむね 65 歳以上で、
病気などで食事制限のある人
※65 歳未満の世帯員がいても利用可能

利用者負担

○1 食あたり 400 円

利用できる曜日

○月・火・水・木・金
(祝日、8 月 15 日、年末年始等除く。)



～1 食あたりの塩分・カロリー～

○500 キロカロリー以下
塩分 3g を上限

●お問い合わせ●

●役場 福祉課 093-201-4321
●北部高齢者支援センター 093-202-8990

●中部高齢者支援センター 093-201-1314
●南部高齢者支援センター 093-201-8826

②軽度生活援助サービス

日常生活でちょっとした
手助けがほしい

家庭内での軽度な日常生活上の援助を行います。

利用できる人

調査があります

住民税非課税世帯であり、かつ以下のいずれかの条件にあてはまる人

- 日常生活の援助が必要な、おおむね 65 歳以上のひとり暮らしの人
- 65 歳以上のみの世帯で日常生活の援助が必要な人

支援の内容

- 家の周りの手入れ、軽微な修繕（電球の取り換えなど）、家屋の整理・整頓など

※内容によっては対応できない場合があります。

利用回数

- 1 年度(4 月～3 月)に 2 回以内、合計 1 2 時間までとし、1 回につき、作業員 1 名あたり 6 時間を限度。

利用者負担

- サービスにかかった費用の 3 割

※生活保護世帯の利用料は無料です。

※修繕にかかる材料費などは利用者負担です。



③日常生活用具給付サービス

火の消し忘れが多くて心配

介護保険の対象とならない日常生活用具を給付し、安心して日常生活が送れるように支援します。

調査があります

利用できる人

- 防火等の配慮が必要な、おおむね 65 歳以上のひとり暮らしの人
- 寝たきりの高齢者
- 認知症の高齢者



給付品目

- 「電磁調理器」 火を使わずに調理できます
- 「火災警報器」 煙や熱により火災を知らせます
- 「自動消火器」 温度の異常上昇や炎の接触で自動的に消火液を噴出します

※「電磁調理器」については、ひとり暮らしの高齢者が対象となります。

利用者負担

- 収入によって負担があります。(無料～全額負担)



●お問い合わせ●

●役場 福祉課 093-201-4321
●北部高齢者支援センター 093-202-8990

●中部高齢者支援センター 093-201-1314
●南部高齢者支援センター 093-201-8826

④寝具洗濯サービス

布団を干したり洗ったり
するのが難しい

寝具類を干す、洗濯するといったことが困難な人に、寝具の洗濯、乾燥、消毒を行います。清潔で快適な生活の確保を図るとともに、介護者の負担も軽減します。

利用できる人

- 寝具の衛生管理が困難な、おおむね 65 歳以上のひとり暮らし、高齢者のみの世帯の人
- 老衰、心身の障がいおよび病気などの理由により、寝たきりの高齢者

利用者負担

- 掛布団・敷布団・毛布・マットレスのうち 3 点まで。
ただし、マットレスはそのうち 1 点まで。
 - マットレスを含まない場合 800 円
 - マットレスを含む場合 1000 円

利用回数

- 1 年度に 1 回（期間は広報等でお知らせします。）

※期間中は寝具類の無料レンタルができます。



⑤緊急通報システム

健康相談したいときや、急病などの緊急のときのために

自宅の電話機に、緊急通報装置を取り付けます。健康状態について相談したいときには相談ボタンを、また急病や災害などの緊急時には緊急ボタンを押すだけで受信センターへ通報し、迅速で適切な対応を図ります。(人感センサーも設置します。)

また、電話機がない方でも、家の中や周りでのみ使用できる携帯型端末をお貸しします。ストラップを引き上げるだけで、受信センターへつながり会話ができます。(別途料金がかかります)

利用できる人

調査があります

次のすべての条件を満たす人

○おおむね 65 歳以上の実質的にひとり暮らしの人または、65 歳以上のみの世帯の人

○病歴条件①②を満たす人

- ① 心疾患、脳血管疾患、呼吸器疾患または重度の喘息などにより激しい発作を起こしたり、または突然意識をなくしたりする持病がある人で、過去に発作などを起こしたことがある人
- ② ①の症状で通院治療が必要で、日常生活を送るうえで常時注意が必要な人(高血圧、認知症は除く。)

○介護保険料の滞納がないこと

利用者負担

○月額

生活保護世帯	無料
住民税非課税世帯	200円
住民税課税世帯	500円

※携帯型端末の場合、別途1,100円がかかります。



●お問い合わせ●

●役場 福祉課 093-201-4321

●中部高齢者支援センター 093-201-1314

●北部高齢者支援センター 093-202-8990

●南部高齢者支援センター 093-201-8826

⑥入浴利用料の助成

いちょうの湯の入浴料助成

◆天然温泉「いちょうの湯」◆

いちょうの湯の入浴施設利用料の一部を助成し、利用者の負担を軽減することで、介護予防・健康増進を図ります。

利用できる人

○65 歳以上の人（65 歳の誕生月の初日から）

利用者負担・回数

○平日(月～金)限定 1 回につき 300 円・利用回数の制限なし

※ 8 月 13 日～15 日、12 月 30 日～1 月 3 日は助成対象外です。

利用方法

○施設が発行する利用者カードが必要。



⑦健康推進施設体験

いちょうの湯の入浴体験

敬老の日に合わせて 1 年に 1 回いちょうの湯での施設体験利用券を交付し、施設で入浴体験を行うことで、介護予防・健康増進を図ります。

対象者

○毎年 8 月 1 日現在 70 歳以上の人

※利用券を毎年 9 月に郵送しますので、期限内に利用してください。



⑧あんしん情報名簿の登録

日頃の見守りや災害時の避難等に支援を受けたい

在宅の高齢者や障がい者等に対し、日頃からの見守り活動や災害時の支援等を円滑に行うために、名簿登録を行います。

対象となる人

- 介護保険で「要介護3」以上の認定を受けた人
- 身体障害者手帳1級または2級の交付を受けている人
(下肢、体幹、視覚、聴覚のいずれかを含む。)
- 精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている人
- 療育手帳のA判定を受けている人
- その他日頃からの見守りや災害時の避難等に不安がある人

利用者負担

- 無料



●お問い合わせ●

●役場 福祉課 093-201-4321
●北部高齢者支援センター 093-202-8990

●中部高齢者支援センター 093-201-1314
●南部高齢者支援センター 093-201-8826

⑨徘徊高齢者等探索サービス

はいかい行動が心配

徘徊のおそれがある認知症高齢者等に GPS 端末機や見守りステッカー、シールを身に着けてもらい、居場所が分からなくなった場合に位置を知らせたり、早期発見できるようにします。

利用できる人

以下の対象者の家族又は介護者

○40 歳以上で、徘徊行動のおそれがある人

○療育手帳の交付を受けていて、徘徊行動のおそれがある人

利用できる物品

○「GPS 端末機」

専用端末機を身に着け、現在位置を特定し家族等へ位置情報を提供

○「見守りアイロンステッカー」

衣服や所持品にステッカーを貼り付け、行方不明者を検索しやすくする

○「見守り蛍光シール」

靴にシールを貼り付け、行方不明者を検索しやすくする

利用者負担

○「GPS 端末機」 レンタル料・位置探索料・付属品代金・バッテリー交換代金・端末修理等にかかる費用

※生活保護世帯は、位置探索料・端末修理等にかかる費用のみ負担

○「見守りアイロンステッカー、見守り蛍光シール」 無料



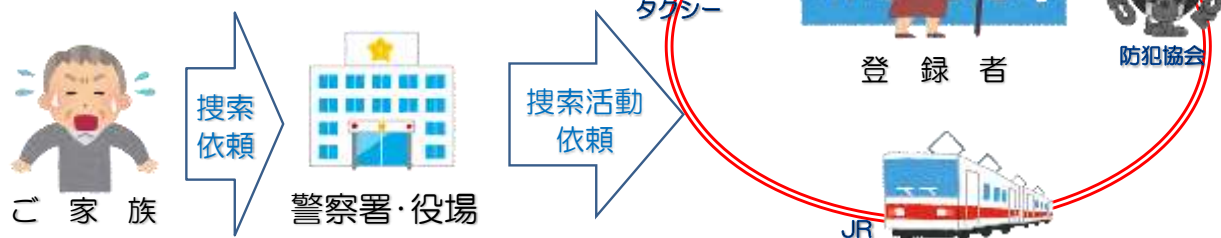
⑩はいかい高齢者等 SOS ネットワークシステム

はいかい行動
が心配

事前に登録することで、行方不明時に警察へ搜索願を出した時に、警察より関係機関へ情報を発信し、早期発見に役立てます。

利用できる人

徘徊のおそれがある人の家族等



⑪介護用品給付サービス

紙おむつの費用が
かさんで心配

在宅介護を支援するために紙おむつ・尿とりパッド等を提供するサービスです。

調査があります

利用できる人

○65 歳以上で介護保険の「要支援」以上と認定され、常時紙おむつ等が必要な在宅高齢者

支給限度額

○月額

住民税非課税世帯	6,000円分
住民税課税世帯で本人が非課税	3,000円分
※上限を超えた分は自己負担	



●お問い合わせ●

●役場 福祉課 093-201-4321
●北部高齢者支援センター 093-202-8990

●中部高齢者支援センター 093-201-1314
●南部高齢者支援センター 093-201-8826

⑫住宅改造助成事業

身体状況に合わせて、
家を改修したい

高齢者や障がい者がより快適な日常生活が送れるように、また介護者が介護しやすいように、段差の解消や手すりをつけるといった住宅改修をする場合の費用の一部を助成します。

調査があります

利用できる人

○介護保険で「要支援」以上と認定された在宅高齢者

※介護保険の住宅改修費 20 万円を優先します。

※収入要件があります。

助成限度額

○30万円（ただし、収入によって助成限度額が異なります。）

利用回数

○当該住宅につき 原則1回限り



⑬ 運転免許証返納支援制度

運転免許証を返納等された方にタクシー利用券を交付します

運転免許証を返納等された高齢者へタクシー利用券を交付し、外出の支援を行います。

利用できる人

- 免許証の有効期限内に免許証を返納するか、免許証を更新せずに失効した人
- 返納日・失効日に70歳以上の人
- 返納日・失効日および申請日に町に住民票がある人

支援内容

- タクシー利用券 1万円分
- ※利用できるタクシー会社は決まっています。
- ※1人につき1回限りです。

申請期限

- 免許証の返納日・失効日から1年以内



●お問い合わせ●

●役場 福祉課 093-201-4321
●北部高齢者支援センター 093-202-8990

●中部高齢者支援センター 093-201-1314
●南部高齢者支援センター 093-201-8826

⑭ サクラほーる

心と体の健康づくりのための施設

高齢者の心と体の健康づくりのため、趣味の活動や憩いの場として利用できる施設です。

利用できる人

○町内に住所を有する65歳以上の高齢者が1/2以上在籍する団体

利用内容

○フリースペース

無料で、雑談、テレビの視聴、読書、囲碁、軽食（食事の提供はなし。）等で利用できます。

○会議室

趣味などの活動で利用できます。（予約制）

※災害対応や、町の行事、関係団体の総会等がある場合は利用できません。

利用時間

○午前9時から午後3時30分まで



休館日

○土曜日・日曜日・年末年始（12/28～1/4）



●お問い合わせ●

●サクラほーる

093-201-3344

●役場 福祉課

093-201-4321

⑮ 老人クラブ活動

地域の仲間とより楽しく年を重ねたい

おおむね60歳以上の会員で構成される地域を基盤とした自主的な組織です。自主運営により、高齢者相互の介護予防や生活支援、地域の仲間づくりを行っています。

活動内容

○スポーツ・レクリエーション活動、いきいき農園事業、健康づくり事業、ネットワーク事業 など

入会方法

○各自治会の老人クラブ会長にお申込みください。



①⑥敬老祝金

節目の年を迎えた方への祝金

ご長寿を祝って、満 7 7 歳、満 8 8 歳、満 9 9 歳の人に祝金を贈呈します。

満 7 7 歳 1 0 , 0 0 0 円

満 8 8 歳 3 0 , 0 0 0 円

満 9 9 歳 1 0 0 , 0 0 0 円

対象となる人

- 毎年 9 月 1 5 日現在、満 7 7 歳、満 8 8 歳、満 9 9 歳で、その年の 4 月 1 日以前から水巻町に住民票がある人
(対象者には、「敬老祝金支給通知」を送付します。)

贈呈時期

- 9 月中旬ごろ

贈呈方法

- 各地区の公民館で本人に直接お渡しします。
※満 9 9 歳の方は支給方法が異なりますので、別途連絡します。



●お問い合わせ●

●役場 福祉課 0 9 3 - 2 0 1 - 4 3 2 1
●北部高齢者支援センター 0 9 3 - 2 0 2 - 8 9 9 0

●中部高齢者支援センター 0 9 3 - 2 0 1 - 1 3 1 4
●南部高齢者支援センター 0 9 3 - 2 0 1 - 8 8 2 6

⑪養護老人ホーム

経済的にも身体的にも、
一人暮らしは心配

経済的なことや住宅などの家庭の事情により、在宅で生活することが困難な高齢者が入所する施設です。

調査があります

利用できる人

○精神的、環境的、経済的な理由で在宅で生活することが困難なおおむね
65 歳以上の人（自分の身の回りのことはできる人が対象）

利用者負担

○収入によって負担があります。



⑮ 介護保険利用者負担額助成サービス 介護保険サービスの利用料の支払いが難しい

所得の少ない高齢者が安心して介護保険サービスを利用できるように、利用料の一部を助成します。

利用できる人

介護保険で「要支援」以上の認定を受け、次のいずれにも該当する人

- 生活保護を受けていない住民税非課税世帯
- 世帯の月額収入が生活保護基準の1.2倍以下
- 世帯の現金と預貯金等の合計額が、生活保護基準額(月額)の2倍以下
- 介護保険料の未納がないこと

助成額

- 介護保険サービスの利用者負担額から高額介護サービス費等を除いた額の30%



●お問い合わせ●

●役場 福祉課 093-201-4321

●北部高齢者支援センター 093-202-8990

●中部高齢者支援センター 093-201-1314

●南部高齢者支援センター 093-201-8826

⑪ 特別障害者手当

該当すれば手当が受けられる場合があります

精神または身体に著しく障がいがあるため、日常生活において常時介護を必要とする状態にある在宅の 20 歳以上の人に支給される手当です。

支給額

○月額 29,590 円
(2 月・5 月・8 月・11 月に、それぞれの前月までの 3 か月分が支給されます。)

次の場合は支給されません

- 施設に入所しているとき
(ショートステイやグループホーム、有料老人ホーム等は在宅扱いになります。)
- 病院または診療所に継続して 3 か月を超えて入院しているとき
(介護療養型医療施設や介護老人保健施設も含まれます。)
- 受給資格者、もしくはその配偶者または受給資格者の生計を維持する扶養義務者の前年の所得が一定の額以上であるとき

※身体障害者手帳や療育手帳などお持ちでない方でも申請できます。



②0 成年後見制度利用支援事業

お金の管理や医療や介護サービスを受ける手続きが難しい

判断能力が不十分な状態にあり、町長が必要と認めた人に対し、成年後見制度の利用手続きの支援や、申立にかかる費用及び後見人等への報酬の費用について支援を行うものです。

対象となる人

- 生活保護受給者及びそれに準ずる者で、助成を受けなければ成年後見制度の利用が困難と町長が認める者

助成内容

①審判請求の助成

- ・申立てに必要な手数料
- ・登記印紙代
- ・鑑定料及び診断書の作成費用など

②後見人等への報酬助成

- ・施設等に入所している者 月額 18,000 円
- ・上記以外の者 月額 28,000 円



成年後見制度とは

- 認知症、知的障がい、精神障がい等で判断能力の不十分な人が、不利益を被らないように、家庭裁判所に申し立てをし、その方を援助してくれる人をつけてもらう制度です。

成年後見制度の種類

- 成年後見制度には法定後見制度と任意後見制度があります。

〈法定後見制度〉

- ・後見人（判断能力が常に欠けている人）
- ・保佐人（判断能力が著しく不十分な人）
- ・補助人（判断能力が不十分な人）

〈任意後見制度〉

- ・任意後見人（判断能力がある人）

●お問い合わせ●

●社会福祉協議会 権利擁護センター

093-202-3700

●役場 福祉課

093-201-4321

②①地域包括支援センター

高齢者に関する保健
や福祉等についての
相談がしたい

地域で暮らす高齢者を、保健・福祉・医療など様々な面から総合的に支え、虐待防止、介護予防ケアマネジメントなどを行う機関です。

保健師・社会福祉士・主任ケアマネージャーなどが相談に応じます。

主な役割

介護予防ケアマネジメント

- 介護保険で「要支援」と認定された人や、支援や介護が必要となる可能性がある人を対象に、身体状況の悪化を防ぎ、自立した生活が継続できるよう介護予防を目的とした支援を行います。



総合相談

- 高齢者やその家族の介護や福祉に関する悩み等の相談をお受けします。

権利擁護

- 日常生活において、福祉サービスの利用や金銭管理に不安のある人に対し、相談・支援を行います。また、高齢者への虐待防止や早期発見のために、必要な支援を行います。

包括的・継続的ケアマネジメント

- 地域全体の医療・保健・介護分野の専門家等のネットワークづくりを行います。

●お問い合わせ●

●役場 福祉課包括支援係

093-201-4321

22 介護予防・日常生活支援総合事業

週1回のヘルパーや
デイサービスを利用
したい

介護予防と安心して自立した生活を送るための支援を行います。

調査があります

対象となる人

介護予防・生活支援サービス事業

○介護保険で、要支援1・2の認定を受けた人

○基本チェックリストなどの結果で、生活機能の低下が確認された人

サービスの内容

訪問型サービス

○掃除、洗濯、食事の準備や調理等の生活支援（身体介護は対象外）

通所型サービス

○生活機能向上のための体操、レクリエーション、送迎等の支援

○食事（自費）、入浴（自費負担の場合もあります）等の支援

利用者負担額の目安

※サービスの内容により、負担額は異なります。

	従前相当	緩和基準型
訪問型サービス	週1回 1,176 円/月 週2回 2,349 円/月	週1回 823 円/月
通所型サービス	要支援1 1,798 円/月 要支援2 3,621 円/月	週1回 1,259 円/月

●お問い合わせ●

●役場 福祉課

093-201-4321

●中部高齢者支援センター

093-201-1314

●北部高齢者支援センター

093-202-8990

●南部高齢者支援センター

093-201-8826

②③ 介護相談サービス

介護についての相談がしたい

在宅福祉サービス・介護についての相談は、町内の3つの地域に設置している高齢者支援センターにて無料相談サービスを行っています。



北部高齢者支援センター

- ところ 水巻町猪熊一丁目6番40号 わくわくデｲサービス内
- 担当地区 猪熊・高松・樋口・梅ノ木団地・樋口東・古賀2丁目・おかの台

202-8990

中部高齢者支援センター

- ところ 水巻町頃末北四丁目2番30号 うちわ内科クリニック横
- 担当地区 古賀1丁目・古賀3丁目・高尾・頃末北・頃末南・中央・杣・緑ヶ丘・美吉野・鯉口・立屋敷・下二東1丁目・下二東2丁目・下二西

201-1314

南部高齢者支援センター

- ところ 水巻町吉田南二丁目9番1号 福祉松快園内
- 担当地区 伊左座・下二東3丁目・二東・二西・吉田東・吉田西・吉田南・吉田団地・宮尾台

201-8826

※高齢者支援センターの総合相談窓口は、年中無休の24時間体制で無料相談を行っています。



水善町公式マスコットキャラクター

みずまる